

東京都農薬危害防止運動実施要領

16産労農食第252号

16健安監第300号

平成16年6月9日

16健安安第402号平成16年7月5日決定

平成16年8月1日施行

改正 25産労農安第181号

25福保健薬第584号

平成25年6月3日

1 目的

この運動は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）並びに毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の規制を受ける農薬による危害防止を図るため、関係法令を関係者に周知徹底させるとともに、農薬の性質、作用及び危害防止方法並びに農薬の適正な使用方法、保管管理等を広く一般都民に周知徹底させ、健康の保護や生活環境の保全、農産物の安全性の確保を進めることを目的とする。

2 名称

東京都農薬危害防止運動

3 実施期間

6月15日から7月14日まで

4 実施機関

福祉保健局及び産業労働局が一体となり、環境局、教育庁、警視庁、区市町村、保健所、農業改良普及センター及び病虫害防除所等の関係機関並びに医師会、薬剤師会、学校薬剤師会、農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会及び植物防疫協会等の関係団体との緊密な連携の下に実施する。

5 実施事項

(1) 広報機関などによる啓発宣伝

福祉保健局、産業労働局等の広報部門を活用するとともに、報道機関及び各区市町村の協力を得て、都民に本運動の普及徹底を図る。

また、関係機関等にパンフレット等を作成配布する。

(2) 学童に対する危害防止運動の普及

教育庁、学校薬剤師会等の協力を求め、小中学校の児童生徒に対し、本運動の趣

旨の普及を図る。

(3) 講習会の開催

農薬の適正な使用方法及び保管管理、危害防止対策並びに毒物及び劇物取締法、農薬取締法等について、農薬使用者、地方公共団体の施設管理部局担当者及び農業協同組合等の関係団体等を対象とした、講習会を開催する。なお、日時、場所等詳細については別途決定する。

(4) 医療機関との連携

農薬による中毒は、一般にその経過が急激であるため、危害発生の際は速やかに医師の適切な処置を受けなければならないので、担当地区医師会の協力を得て、農薬中毒発生時の処置に万全を期す。

(5) 農薬の取扱いについての指導取締り

農薬の販売、保管管理及び使用方法等が適切でないことに起因する危害発生を防止するため、農薬の取扱いについて、関係者に法令等を遵守徹底させるとともに、特に毒物劇物販売業者、農薬販売者等に対しては、販売、保管管理について重点指導する。

(6) 作業日誌への記録

病虫害の防除を行う場合は、使用薬剤の名称、数量、保管状況、運搬状況、空容器の処理、使用器具の後始末、中毒発生状況等を作業日誌等に記録するよう指導する。

(7) 農薬散布時の事故防止対策の周知徹底

農薬散布の際の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、農薬使用者、病虫害防除の責任者及び農薬使用委託者を対象として、遵守すべき関係法令及び注意事項の周知徹底を図る。

附則

この要領は平成16年8月1日から施行する。

附則（平成25年6月3日付25産労農安第181号、25福保健薬第584号）

この要領は決定の日から施行し平成25年4月1日から適用する。